

平成 27 年 7 月

平成 28 年度 税制改正に関する要望

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

はじめに

税理士法の第1条は、税理士は税務の専門家として、独立した公正な立場において申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを「税理士の使命」と規定している。税理士会の税制に関する意見表明は、まさに税理士の使命に基づく税理士会の義務である。

したがって、この要望書は、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関する提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

「税制に対する基本的な視点」

- ・公平な税負担
- ・理解と納得のできる税制
- ・必要最小限の事務負担
- ・時代に適合する税制
- ・透明な税務行政

平成28年度の税制改正に際し、重要と思われる32項目について要望を取りまとめた。特に、次の3点について最重点項目として強く要望する。

(1) 消費税の単一税率を維持すること

消費税の引き上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者にも及ぶことや一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があり、きわめて非効率な制度である。さらに事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。逆進性への対抗策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障と税の一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

(2) 外形標準課税は中小企業に導入しないこと

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額等を判定基準とすべきである。

(3) 所得税の給与所得控除・公的年金等控除を見直すこと

給与所得者が負担する職務上の必要経費の実態からすれば、わが国の給与所得控除額は過大となっていることは明らかである。したがって、現行の控除額については相当程度の引下げを行うことが適当である。

また、公的年金等控除についても、公的年金収入に対応する必要経費がないこと、拠出時に社会保険料控除を適用しており、受給時に公的年金等控除を適用することは二重控除と考えられる、現行の公的年金等控除は相当程度の縮減を行うことが適當である。

さらに、適切な課税ベースを維持するために、給与所得控除と公的年金等控除の重複適用についても早急に見直しを行う必要がある。

これらの要望項目を平成 28 年度税制改正において実現できるようにご尽力、ご支援を賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

平成 27 年 7 月

日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

目 次

はじめに

I 今後の税制改正についての基本的な考え方	1
-----------------------------	---

II 税制改正建議項目	6
-------------------	---

【中小法人税制】

1. 事業税の外形標準課税制度の中小法人への不適用	6
2. 中小法人における欠損金の控除限度額の維持	6
3. 同族会社の留保金課税制度の廃止	6
4. 減価償却における定率法と定額法の選択適用の維持	6
5. 中小法人の研究開発税制の利用促進	7

【所得税】

6. 紙与所得者に対する課税の抜本的見直し	7
7. 公的年金課税の見直し	8
8. 所得控除の整理・簡素化	8
9. 土地建物等の譲渡損益の他の所得との損益通算制度の見直し	9
10. 剰余金の配当控除額の拡充	9

【法人税】

11. 受取配当等の全額益金不算入	10
12. 損金算入規定等の見直し	10
13. 少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ	11
14. 研究開発税制の見直し	11

【消費税】

15. 基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告不要制度の創設	12
16. 簡易課税制度の見直し	12
17. 仕入税額控除の帳簿記載要件の簡略化	13
18. 中間申告制度の拡充	13

【相続税・贈与税】

19. 事業承継税制の適用要件の緩和	13
20. 取引相場のない株式等の評価の適正化	14
21. 相続税の更正の請求に関する特則事由の見直し	14
22. 連帯納付義務の廃止	14

【地方税】

23. 個人住民税に係る所得控除の見直し	14
24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	15
25. 個人事業税の見直し	15
26. 債却資産税の免税点の引上げ、課税標準の計算方法の見直し	15

【納税環境整備・その他】

27. 電子申告の環境整備	16
28. マイナンバー制度の見直し	16
29. 財産債務調書の提出期限の見直し	17

【国際税制】

30. 相続税に関する租税条約の締結	17
31. 外国税額控除における控除限度超過額等の繰越期間の延長	17

【震災対応税制】

32. 震災特例法の追加措置	17
----------------------	----

I 今後の税制改正についての基本的な考え方

【中小法人税制】

平成 27 年度においては、中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に欠損金繰越控除の控除限度額の引下げなどの改革が行われた。平成 28 年度以降の税制改正においては、①減価償却の定額法への一本化、②法人事業税の損金不算入化、③中小法人における法人税の軽減税率・欠損金繰越控除の控除限度・特定同族会社の留保金課税・事業税の外形標準課税などについて検討を行うこととされている。

これらの項目を検討する際には、中小法人の実態を十分に踏まえるべきである。

また、所得の金額、純資産の額、資本金等の額、従業者の数などを基準として、必ずしも担税力が乏しいとは認められない法人については中小法人の範囲から除外すべきである。

【所得税】

税制に対する国民の信頼を得るには、公平な租税負担の確立が不可欠であるが、その中心となるのが所得税制である。社会経済がグローバル化しても、今後のわが国の税体系において所得税が中心的地位を占めるべきことに変わりはない。

近年、わが国の所得税については、社会保障・税一体改革の中でいくつかの改正が行われてきた。しかし、政策目的ごとに社会保障政策と税制との関連性や役割分担が十分に議論されたとはい難く、平成 27 年度税制改正においても、所得税に関する項目は検討事項とされたものが多い。

少子高齢化、働き方の選択に対する中立性、就労促進等の観点から既存の各種制度を見直す際には、税制だけではなく社会保障をはじめとする諸施策も併せて検討することが必要である。また、所得税における所得再分配機能を回復させることも引き続き重要である。そのためには、次の項目について特に見直す必要がある。

- ① 紹与所得及び公的年金等所得に係る手続きを含む課税のあり方
- ② 所得控除のあり方
- ③ 分離課税制度のあり方

なお、復興特別所得税については、源泉徴収事務を煩雑にしており、所得税率を引き上げる形で所得税に吸収し、引上げ部分を復興特別所得税とみなして復興の財源にすることを検討すべきである。

【法人税】

平成 27 年度税制改正において、法人税率の引下げと課税ベースの拡大が行われたが、近年、地域間の経済連携協定を軸とした貿易の自由化が加速度的に推し進められているにもかかわらず、依然としてわが国の法人税率は国際的に高い水準にある。そこで、企業活動を活発にし、海外からの国内企業への投資を促進するためには、法人税率の一層の引下げは必須である。

他方で、財政健全化の要請から、法人税率の引下げによる税収減を補うための課税ベースの拡大も議論されているが、わが国においては、従来から、諸外国に比べて法人税の負担が一定の法

人に偏っている等の問題があり、法人税制の改正に当たっては、財源確保の視点だけではなく、適正な課税ベースの構築も引き続き検討すべきである。

【消費税】

1. 単一税率の維持

消費税については、高所得者は所得に対する消費税の負担割合が低くなり、低所得者の所得に対する消費税の負担割合が高くなるという、いわゆる逆進性の問題が指摘されている。この問題の解決策として、軽減税率の導入が検討されており、平成27年度与党税制改正大綱には、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。」と明記されている。

しかし、消費税の軽減税率制度は、次に掲げる理由により導入すべきではない。

- ① 軽減税率により税収が減少すると財政再建が損なわれることとなり、税収を補てんするために、標準税率のさらなる引上げ、社会保障給付の抑制等が必要となる。
- ② 軽減税率による税収減収額のうち、低所得者世帯に効果が及ぶ軽減税額は限定的であり、大部分は低所得者世帯以外の世帯に対する軽減税額となり、低所得者に対する負担軽減策としては極めて効率の悪い制度である。
- ③ 軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難（特に、軽減税率対象品目から高級食材・嗜好品を除く場合など）であるとともに、その適用の判断に係る納税義務者の事務が複雑となり、徴税コスト等も増大する。
- ④ ヨーロッパ諸国において軽減税率の適用に関する訴訟が非常に多いことが指摘されている。軽減税率の適用範囲の是否認を巡り、わが国においても税務訴訟等が増加し、社会的コストの増大を招くと予想される。
- ⑤ インボイス制度の導入（別途のインボイスを発行する場合と、請求書等の書類に標準税率と軽減税率に係る必要項目を追加的に記載する場合等が考えられる。）が必要となり、納税義務者の事務負担が増大する。特に、二段階での税率引上げに旧税率の経過措置が加わり、さらに軽減税率が導入されると、実務上混乱が生じることは避けられない。
- ⑥ 軽減税率が導入された場合、現行の簡易課税制度を合理的な制度として存続させようすると、事業区分の細分化等が必要となり、複雑な課税制度となってしまう。

2. 社会保障・税一体改革の必要性

逆進性の問題の本質は、低所得者対策をいかに行うかであり、これは、個人所得課税及び社会保障給付の見直しも含めた社会保障・税一体改革の中で解決することが適切である。すなわち、個人所得課税における所得再分配機能の強化を図りつつ、社会保障・税番号制度の導入により社会保障給付をより効率的に運用し、真に給付を必要とする者に重点的に行うことにより対処することが必要である。そのための方策として、社会保障・税番号制度の運用状況を踏まえて、給付を低所得者層に限定した給付付き税額控除制度を導入することを検討すべきである。

3. 請求書等保存方式の維持

わが国の消費税法は、現在、「請求書等保存方式」（帳簿の保存に加え、取引の相手方等が発行

した請求書等の保存を仕入税額控除の要件とする方式のことで、別途のインボイスを発行しないことから「帳簿方式」とも言われている。) を採用している。取引慣行や事業者の事務負担に配慮したこの方式においても、請求書等の保存などにより制度の透明性は十分に確保されており、別途のインボイスを発行しなくとも、現行の帳簿方式で正確な消費税額の計算が行われている。したがって、現行の「請求書等保存方式」(帳簿方式) を維持すべきである。

【相続税・贈与税】

平成 27 年から施行されている相続税の基礎控除の引下げ等による課税ベースの拡大は、資産格差を是正し、財源調達機能を回復させるための措置であり、相続税の申告件数が大幅に増加する。これに伴い延納及び物納の申請も増加することが見込まれることから、延納及び物納の手続きを一層周知することが必要であるとともに、各種書類の提出期限や不足資料等の補完期限の延長についても検討すべきである。また、生命保険金や退職手当金の非課税制度の検討が行われる場合には、相続人の生活への配慮を十分行うべきである。

個人資産の多くが高齢者に偏在している現状において、高齢者世代から若年世代への資産移転を通じて、経済の活性化を図るという社会的要請がある。贈与税は、そのような要請を受けて相続税の補完税としての性格を維持しつつ、その負担軽減を図ることを検討する必要がある。そのためには、例えば、教育資金の贈与等のような特定の用途に限定されるものだけでなく、より広く世代間の資産移転を促進するために基礎控除の拡大や税率構造の見直しを行うべきである。

【地方税】

地方分権及び地方創生を推進していくために地方行政の役割が一層高まっている。その財源確保のためには税収の確保と拡大は重要な課題である。地方行政を安定的に運営するためには、税収が安定し、税源の偏在性が少ない地方税制を構築する必要がある。

平成 27 年度税制改正において、法人実効税率の引下げの財源として、公共サービスの対価を広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する観点から、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大が行われ、さらなる拡大と適用対象法人のあり方について引き続き慎重に検討を行うとされた。地方税における安定財源の確保や行政サービスの応益性の観点からは、大法人向けの外形標準課税の拡大は必要であるが、中小法人については雇用の安定や赤字法人の担税力を考慮し、景気回復の足かせにならないよう外形標準課税は導入すべきでない。また、検討に当たっては、事業者の事務負担及び地方自治体の徴税事務等の能力も十分に考慮する必要がある。

なお、固定資産税については、平成 27 年度は評価替えの年に当たり土地の負担調整措置等が継続されることとなったが、地域間の負担の公平性の観点から、全国的な負担水準の均衡や大都市の地価上昇を踏まえ、次回の評価替えまでに、負担調整措置等の廃止を視野に入れた検討をすべきである。

【納税環境整備・その他】

1. 国税通則法等

平成 23 年度税制改正により、税務調査手続きをはじめ各種手続きに係る国税通則法の改正が

行われ、法令解釈通達、事務運営指針及びFAQが公表された。今後の運用等を踏まえて、これらの趣旨を包摂した納税者憲章の制定及び国税通則法第1条（目的）への「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言の追加を検討すべきである。

また、実地の調査を行う場合に事前通知される法定通知事項については、納税者と税務代理人の了解があることを前提に、一部の通知事項については、税務調査の当日に通知する等の弹力的な施策を検討すべきである。

2. IT化の進展に合わせた税法全体の見直し

各税法においては、申告書等への納税者の自署押印等の規定が置かれている。税理士法においても、税務代理の場合について、本人等及び税理士等の署名押印義務が定められている。ところが、e-Tax及びeLTAXにおいて、自署押印等は当然に電子署名となり、また税理士等による代理送信等においては税理士等の電子署名のみで可能となっている。

電子申告等が普及しつつある今日、自署押印等の手続きについて、紙ベース及び電子ベースのいずれにも適合するよう、抜本的に改める必要がある。

また、平成27年度税制改正において、税務関係書類に係るスキャナ保存制度が見直されたが、より一層の制度の普及定着を図るために、適正事務処理要件の規定に際しては、課税の公平を保ちつつ、中小法人や個人事業者にも配慮したものとすべきである。一方で、出先におけるスマートフォン等での領収書の撮影・保存による原本の破棄については、改ざん防止のための手続きや措置を適切に講じるなど慎重な検討が必要である。

さらに、文書課税を前提としている印紙税についても、納税者の理解と納得が得られるよう、時代に合わせ早急に見直す必要がある。

3. 公会計制度

国及び地方公共団体は、会計処理を単式簿記・現金主義会計で行っているところが多いが、この会計処理だけでは、適正な財政状態を把握することは困難である。説明・運用の責任を明確にし、かつ、行政コスト等を容易に把握するためには、複式簿記・発生主義会計を基礎とした財務に係る資料も作成し、公表する必要がある。平成15年度決算分より企業会計の考え方及び手法を参考として財務省が「国の財務書類」を作成し、公表している。この「国の財務書類」がより一層活用されるように取り組むことが必要である。

4. 成年後見制度等への対応

高齢化社会を支える成年後見制度等の広範な活用が予測されることから、関連する税制及び税務上の取扱い等について、継続して見直すことが必要である。

【国際税制】

インターネットの普及は経済の国境を完全になくし、地球規模の活発な経済活動を促進している。しかし、課税ベースがいかにボーダレス化しても、税の課税主体たる国家と税は不可分の関係にあり、租税制度も国を1つの単位として考えざるを得ない。経済のボーダレス化による課税

関係の混乱を回避するため、情報交換・徴収共助など執行体制における一層の国際協調に期待したい。

インターネットを活用した電子商取引の発達によって、国外事業者が、国内に支店や代理店などの物理的拠点を有することなく国内に直接事業展開することが可能となった。このことは、従来の事業所得課税における国際的メルクマールである恒久的施設（PE）を基準とした課税方式では、源泉地国で課税することができないことを意味する。また、源泉地国課税のない電子商取引では、居住地国をタックスヘイブンに移転するなどの租税回避の増加が予想される。電子商取引の適正な課税のため、BEPS 行動計画でも問題視されている伝統的な物理的恒久的施設概念の修正が必要である。

【震災対応税制】

わが国は、今般の東日本大震災のような大規模震災等がいつ発生してもおかしくない状況にある。現行のように大災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、また税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねない。国家規模の災害危機管理体制整備の一環として、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。また、この基本法は、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能させるものとすべきである。

II 税制改正建議項目

【中小法人税制】

1. 外形標準課税制度は中小法人には導入しないこと。

事業税の外形標準課税は、事業に対する応益課税としての事業税の性格の明確化、都道府県の税収の安定的確保、さらには、赤字法人に対する課税の適正化に資するため、資本金の額1億円超の法人に対して導入され、平成27年度税制改正で、法人税率の引下げに伴う財源確保として課税範囲及び税率の見直しが行われた。

中小法人に関する適用については、今後適用対象法人のあり方について引き続き検討を行うとされたが、外形標準課税を中小法人に導入することは、地方自治体における税の執行の問題や担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用確保の問題にも相当な影響を及ぼすことになる。

したがって、中小法人に対しては、その経済的な実態にも配慮し、外形標準課税を適用すべきではない。

2. 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。この控除限度額の引下げの適用は中小法人以外の法人に限定すべきであり、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないようするために、欠損金の繰越控除制度における控除限度額の制限を設けるべきではない。

3. 同族会社の留保金課税制度を廃止すること。

特定同族会社の留保金課税制度は、法人の過剰な内部留保に対して法人と個人の税負担を考慮して課税するものとして創設された制度であり、平成19年度税制改正では、その適用対象から資本金の額又は出資金の額が1億円以下である会社が除外されることとなった。

現在の内国法人にとって最も必要なことは、内部留保を豊かにして経営の安定を図ることである。企業のグローバル化に伴い競争相手が国内外に広まっていることから、企業の存続を図るために内部留保は欠くことのできないものであり、これを廃止すべきである。少なくとも、中小法人に対しては現行の適用除外を維持すべきである。

4. 減価償却方法について定率法と定額法の選択適用を維持すること。

減価償却方法を定額法に一本化すべきとの議論がある。しかし、法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常は、使用期間において均等に価値が減少していくのではなく、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関からの融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。したがって、定額法への一本化は、設備投資額の早期の費用化が抑制されることになるため、特に中小法人にとっては設備投資意欲の減退を引き起こす

懸念がある。よって、中小法人については、定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

5. 中小法人の研究開発税制の利用促進を図ること。

わが国の経済活力の源泉であり、新規事業・雇用創出の担い手である中小法人が経済・社会ニーズに即応した技術革新を図っていくことは、わが国の経済成長には不可欠であるが、中小法人は、新規事業展開のための優れたアイディア、組織の柔軟性・機動性を持っていながら、資金不足、技術力不足等により、それらを充分に活かせていないのが現状である。

税務統計から中小法人の研究開発税制の利用水準の推移を見ても、依然として低調である。この制度の活用を阻害している要因として、制度そのものの周知不足以上に、税額控除を受けるための要件が中小法人にとって必ずしも利用しやすいものとなっていないことが挙げられる。中小法人の場合、試験研究費の大半が人件費であることが多く、研究開発に従事する者の多くは通常の業務との兼任である。人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては、国税庁において明確に、かつ弾力的に示されているところであるが、役員給与を含めた試験研究費に係る人件費の算定方法についても、合理的で簡便な取扱いが示されることが望まれる。

【所得税】

6. 給与所得者に対する課税について、抜本的に見直すこと。

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除は「勤務費用の概算経費」と「他の所得との負担調整」の要素を持つが、現状では給与収入総額の3割程度の控除水準であり、この2分の1とされる「勤務費用の概算経費」の部分に限って比較しても、給与所得者の必要経費の試算額である給与収入の6%を大幅に超えている。給与所得課税の適正化を図るため、特定支出控除制度について一層の拡充を検討し、給与所得控除額については、その構成を明らかにしたうえで縮減を検討すべきである。

(2) 給与所得者の確定申告の機会拡充

わが国の全就業者のうち約9割が給与所得者であり、その大半の者が年末調整で課税関係が完結している。平成24年度税制改正により、特定支出控除が拡充され、確定申告の機会が増加したところであるが、それでもなお多くの者が年末調整で課税関係が終了しているものと思われる。

給与所得者に対する源泉徴収制度と一体的に機能している現行の年末調整制度は維持しつつ、給与所得者のタックスペイヤーとしての意識向上及びプライバシー保護の観点から、所要事項の扶養控除申告書への記載義務制度を選択的記載制度とすることにより、給与所得者が確定申告する機会を拡充すべきである。

(3) 役員給与に係る給与所得控除

役員は一般従業員と比べ職務内容、法的地位及び給与の決定方法等に差異があることから、役員の給与所得控除を別途の水準にすべきであるとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。また、給与所得控除について概算経費部分と負担調整部分の各々2分の1で構

成されるとの見解についても見直されるべきであり、概算経費部分の絶対的な水準こそ是正されるべきである。なお、数次の税制改正により給与所得控除額の上限がさらに引き下げられ、役員に対する給与課税のあり方を区別する理由が薄れていることにも留意すべきである。

小規模企業等に係る税制のあり方に関して検討する際には、中小法人をめぐる厳しい経済環境に十分に配慮し、いわゆる法人成り企業に対しても特別な取扱いがなされることのないようにすべきである。

7. 公的年金等に対する課税を見直すこと。

(1) 独立した所得区分

公的年金等は、現在雑所得に分類されているが、所得の計算も公的年金等控除額を控除するなど、他の雑所得とは異なった計算が行われており、雑所得に分類する意義はない。また、「その他の雑所得の損失」と「公的年金等に係る所得」を雑所得内で通算することも合理的ではない。今後、年金受給者の数が増加することで、今まで以上に課税の公平や納税手続きの簡便性を図ることが要請される。したがって、公的年金等は、独立した所得区分とすべきである。

(2) 公的年金等控除額の見直し

公的年金等への課税は、拠出時には社会保険料控除として全額控除され、給付時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い課税制度となっている。また、社会保障費増大への対策はわが国の喫緊の課題である。

したがって、公的年金等控除額の年齢による差異をなくし、その上限を設定するなどの見直しを行い、高齢者にも年金収入に応じた相当の負担を求めるべきである。

8. 所得控除を整理・簡素化すること。

所得控除が累次に拡充されてきた結果、課税ベースが狭められ、所得税の財源調達機能が低下しているとともに、所得控除は、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用しているとの指摘がある。これからの中高齢社会に対応するためには、公平性の観点から税制と社会保障給付制度の機能を見直すとともに、政策的な控除は税額控除化することも視野に入れて検討すべきである。

(1) 医療費控除

医療費控除は、重大疾病により大手術や長期入院等があった場合、災害と同様に多額の費用がかかる状況に着目して認められる控除である。しかし、今日では医療保険制度が相当程度充実し、また、保険金などで補てんされることも多く、従前と比べてその必要性は低くなっているが、一方で、全国的には事務コストは膨大なものとなっている。社会保障制度の全般的な見直しの際には、医療費控除の廃止も含めた見直しが必要である。

なお、当面の見直しとして、基礎的控除の見直しを前提に、人口1人当たり国民医療費が約15万円であった昭和63年に設定された最低限度額である10万円（総所得金額等が200万円未満である場合は総所得金額等の5%）を、現在の人口1人当たり国民医療費が30万円を超えていることに鑑み、30万円（総所得金額等が200万円未満である場合は総所得

金額等の10%) 程度に引き上げるべきである。

(2) 基礎控除・配偶者控除等

人的控除は、個人単位課税を基礎としてそこに世帯や家族を課税単位とする考え方を加味するものであるが、配偶者控除制度に起因する就労調整の問題を中心とした弊害が指摘され、就労のあり方に中立的な税制が検討されているところである。

この問題は、社会保険制度における扶養の問題や、家族・扶養手当等の給与慣行が及ぼす影響が大きいものと考えられるが、税制上においても、基礎控除の額の増額を前提として、働き方に中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

(3) 年少扶養控除

平成22年度税制改正において年少扶養控除が廃止され、子ども手当が創設された。平成24年度には子ども手当が児童手当に改組されたが、所得制限が設けられたことにより、所得制限の前後で世帯収入の逆転現象が起きる等の問題が生じている。少子化に歯止めをかけるためには、子育て世帯への支援は必要であり、児童手当のあり方を総合的に見直すとともに、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

9. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。

損益通算制度は、所得の種類を問わず適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるにもかかわらず、平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止されたため、担税力を失った部分にも課税することになってしまった。このことは、税制の基本である「応能負担原則」に著しく反している。

さらに、この損益通算及び譲渡損失の繰越控除の規制によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、特別の関係のある者に譲渡した場合には適用除外とするなど一定の制限を設けた上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

10. 剰余金の配当等について、配当控除の額を拡充すること。

配当控除は、法人所得に対する法人税と、個人株主に対して支払われる配当等に係る所得税の二重課税を緩和する措置である。しかし、現行の配当控除率は、法人税における受取配当等の益金不算入制度と比較すると見劣りしていると言わざるを得ない。この結果、とりわけ非上場会社等においては、配当を控えて利益の内部留保を選択することとなり、株主への配当ではなく役員への給与による社外流出を選択する原因となっている。

したがって、小規模企業等のオーナー役員に係る税制のあり方を検討するに当たり、非上場株式の剰余金の配当等に係る配当控除を大幅に引き上げることにより、配当による社外流出を行いやすい環境を整えるべきである。

なお、この場合には、取引相場のない株式等の評価に際して株式評価額が上昇しないような制度設計を検討すべきである。

【法人税】

11. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。

平成 27 年度税制改正で、法人税率引下げの財源確保のため、一定の持株比率の株式等に係る受取配当等の益金不算入割合が引き下げられたが、株主としての地位に基づいて分配される剰余金については、支払法人側で損金算入されない。これが受取法人側で課税されてしまうと、同一の経済価値に対して二重に課税することになる。

受取配当等の益金不算入制度は、このような二重課税を排除する趣旨で設けられているものであることから、「完全子法人株式等及び関連法人株式等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とすべきである。

12. 損金算入規定等について見直すこと。

(1) 役員給与

会社法制定により役員報酬の利益処分手続きが廃止され、企業会計基準の改正により役員賞与が職務執行の対価と位置付けられるなど、役員給与の性質は抜本的に見直されてきたが、法人税法第 34 条（役員給与の損金算入）の規定は、損金の額に算入される役員給与を限定列举するという形式になっている。

役員給与は職務執行の対価であるから、法人税法第 22 条により原則として損金の額に算入され、恣意性のあるもの等課税上弊害があるものについてのみ損金の額に算入されないのが本来の姿であると考えられる。

したがって、損金不算入とする役員給与を明示した上で、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不適当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約が締結されている場合や就業規則・退職金規程が定められている場合に、その事業年度において認識される追加的な退職金要支給額は、将来において支出される蓋然性が高いものであり、企業にとっては従業員に対する確定債務的な要素を有している。また、賞与引当金についても負債性が認められているものであり、適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化にも有効である。さらに、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

したがって、労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている法人については、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

(3) 貸倒引当金

個別評価対象貸倒引当金については、中小法人の取引先が破産手続開始等の申立てを行うような状況になった場合の配当率は、0～数%がほとんどであり、50%の繰入限度

額という設定は現実と大きく乖離している。裁判上の倒産手続きの実例から平均的な配当率等についての情報を収集することは、比較的容易であると考えられる。したがって、実際の配当率等を参考にして現行の50%の繰入率を見直す必要がある。

13. 少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること。

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については、3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小法人に対しては、平成28年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して、少額減価償却資産の取得価額基準を一律30万円未満とすべきである。

14. 研究開発税制を見直し、本則化・恒久化を図ること。

平成27年度税制改正により、研究開発税制の税額控除限度額は、本体部分（総額型）のうち特別試験研究費の額に係る税額控除が別枠となり、税額控除限度額は特別試験研究費とそれ以外に区分して設定され、税額控除限度額の総枠では恒久的に法人税額の30%に拡大された。

研究開発税制の目的は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、わが国の成長力・国際競争力を強化することにある。この制度をさらに実効性あるものとするため、次の見直しをすることが必要である。

(1) 研究開発税制の本則化・恒久化

先進諸国では法人税率の引下げと同時並行的に、研究開発税制の継続・深掘りを実施している。わが国の持続的成長を支える環境づくりとして、国際的イコールフッティングを実現するために、現行の租税特別措置により定められた制度ではなく、本法で恒久化されることが望まれる。

(2) 繰越税額控除制度の復活

平成27年度税制改正により、試験研究費に係る税額控除制度では、支出事業年度に控除できなかった金額については翌事業年度に繰り越しての控除が不可能になった。しかし、研究開発は、その成果が実現するまでには多額の投資と膨大な時間を要するものが多い。成長戦略の基盤となり得る民間の研究開発投資を促進させるためにも、繰越税額控除制度を復活させ、控除期間を5年程度として、控除順序は古い年度のものから行う制度とすべきである。また、試験研究費の増加要件については、合理的な理由が見出せないので設けるべきではない。

【消費税】

15. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。

前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納稅義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となったり、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納稅義務を負ったりするような不合理な現象が生じる。

平成23年度税制改正において、前者を是正する措置として、前年又は前事業年度開始後6か月の課税売上高（又は給与等支払額）が1,000万円を超える場合には、翌課税期間から納稅義務者となるという特定期間による判定が追加された。さらに、平成24年8月の税制改正により、大規模事業者等に50%超出资されて設立した法人の設立1期目及び2期目は課税事業者となるという特定新規設立法人の事業者免税点不適用制度が追加された。しかし、これらの改正によつてもなお、多額の課税売上高を有しながら免税事業者となる余地が一定程度残つており、根本的な解決策とはなつていない。一方で、基準期間による納稅義務の判定は複雑で難解なものとなつてしまつてゐる。

また、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合、課税期間開始前に「課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、この取扱いがすべての免税事業者に周知・理解されているとは言い難く、さらに、すべての免税事業者に課税期間開始前に届出書を提出すべきか否かという高度な判断を求めるることは困難である。届出書の事前提出を行わなかつたために、消費税の還付を受けられなくなつた事例は少なくない。

こうした弊害を解消するために、納稅義務を判定するための基準期間制度を廃止して、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととし、その上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

なお、簡易課税制度についても同様に、現行の基準期間による判定ではなく当該課税期間の課税売上高による判定とし、確定申告書の提出時に簡易課税制度を選択できる制度とするよう改正すべきである。

16. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。

簡易課税制度は、消費税の創設時に中小事業者の納稅事務の負担を軽減する措置として設けられた制度であるが、みなし仕入率が実際の課税仕入率を上回つてることにより、いわゆる益税が発生するという問題が指摘されている。しかし、中小事業者については、本則課税制度による仕入税額控除の要件を満たせない場合が現実にあるため、簡易課税制度は制度として存続させる必要がある。

したがつて、簡易課税制度のみなし仕入率について、設備投資を考慮しない低いみなし仕入率とすることにより、簡易課税制度が納付税額の軽減措置ではなく、納稅事務負担の軽減措置であることを明確にすべきである。ただし、一定額以上の設備投資については、みなし仕入率

とは別枠での控除を認めることが適當である。

17. 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載要件を見直すこと。

仕入税額控除の要件として、記載要件を満たした帳簿及び請求書等の両方の保存を義務付けていることから、事業者の事務負担が過重になっている。

この要件については、まず「請求書等の保存」を中心として位置付け、請求書等に不備がある場合に限り帳簿に補完のための記載を求ることとすれば、帳簿の記載要件を緩和しても課税取引の事実の検証は十分に可能である。国税庁が公表している質疑応答事例においても、仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えない旨の記述がある。

したがって、記帳実務の実態や事務負担に配慮して、法令上の帳簿記載要件を見直すべきである。

18. 中間申告の基準額を引き下げるとともに、納税を任意に選択できる制度を拡充すること。

現行制度においては、中間申告義務のない事業者であっても、選択による6か月中間申告納付ができることとされている。この制度は、消費税の滞納防止と徴税の効率化の観点から非常に有効である。

平成26年4月から消費税（地方消費税を含む）の税率が8%に引き上げられ、さらに、平成29年4月には10%への引上げが予定されており、今後も消費税納付額の増加が見込まれるとともに、滞納額の増加も懸念される。

そこで、現行の中間申告基準額である年3回の400万円、年11回の4,800万円について、その基準額を引き下げるとともに、中間申告義務の有無にかかわらず、「1か月中間申告」（年11回）や「3か月中間申告」（年3回）についても任意に選択することができるようになり、中間申告回数を増やす措置を講じるべきである。

【相続税・贈与税】

19. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件のより一層の緩和を図り、納税者が利用し易い制度にすること。

この制度は、中小法人の事業の承継に伴う様々な問題の解決を図るとともに、雇用の確保や地域経済の活力維持の観点から、事業承継の円滑化のために創設された制度であるが、その適用要件の厳しさからこれまで利用が進まなかった。そのため、平成25年度税制改正において一定の適用要件の緩和が図られたが、事業承継を必要とする経営者の利用拡大には未だ不十分であるため、より一層の改善を図る必要がある。

例えば、中小法人の場合は雇用人員が少ないため、5年間の平均雇用割合8割を維持することは難しい。よって、5年間の平均雇用割合の要件を雇用人数に応じて引き下げるなど、さらなる緩和を図るべきである。

また、3年ごとに「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」を提出する制度の緩和、資産保有型会社の判定の期日及び割合算定方式の見直し、本制度打切り時

に相続時精算課税制度の選択を可能にする等のさらなる改善を行い、実際に多くの人が活用できる制度とすべきである。

20. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

取引相場のない株式は、市場性や換価性が乏しいにも関わらず、上場株式と比べ割高な評価額となっている。このような割高な評価は、同族会社の経営者にとって深刻な問題となつておらず、特に取引相場のない株式以外に相続財産がない場合は納税原資がなく、事業承継自体が困難になる場合がある。最近の中小法人における経営の承継の円滑化のための施策に合わせて、評価の適正化を図るべきである。

21. 相続税の更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行が当該相続開始後5年以内に行われ、求償権の行使が不能な場合」を加えること。

保証債務は、相続開始時において確実な債務でないことから、債務控除の対象とされていない。例外的に、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証人がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償権を行使しても弁済を受ける見込みのない場合には、その弁済不能部分の金額については債務控除の対象となるが、相続開始時点でのような状況にあることが必要であり、必ずしも十分な救済措置となつてはいない。

したがって、少なくとも相続開始後5年以内に発生した保証債務の履行に対しては、更正の請求の特則事由とすることが必要である。

22. 相続税・贈与税の連帯納付義務を廃止すること。

相続税では、申告期限から5年を経過した場合等一定の場合には連帯納付義務が解除されている。しかし、自らの意思で連帯保証の責めを負ったものでもない者が連帯保証債務を負う結果となることもある。したがって、連帯納付義務は、その廃止を含めて検討すべきである。

贈与税に関しても、相続税と同様の措置を検討すべきである。

【地方税】

23. 個人住民税の所得控除のうち基礎的個人控除の額を所得税と同一にすること。

所得税と個人住民税の間に差異がある現行制度の所得控除については、国税と地方税との間で最低生活費として考慮すべき額に差異があるとは考えられないことや、納税者の視点に立つて簡素で理解し易い制度とすべきことから、個人住民税の所得控除のうち基礎的個人控除の額を所得税に一致させるべきである。

24. 事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。

社会保険診療報酬等に関して支払いを受けた金額とこれに係る経費は、事業税の課税標準の計算から除外されている。この措置は、保険診療の安定化を図るために、社会保険診療報酬に係る点数の単価が政策的に決定されることへの対応として設けられたものであると言われている。しかし、すでに施行されて 60 年以上経過し、その目的は達成されたと考えられ、また過去の政府税制調査会の答申においても、その見直しの必要性が指摘されている。

したがって、事業税における社会保険診療報酬の課税除外の措置は、特定業種に対する優遇措置とも考えられ、社会的な不公平を生じさせており、課税の公平の見地から廃止すべきである。

25. 個人事業税について見直しを行うこと。

(1) 事業主控除額の引上げ

個人事業税における事業主控除の制度は、法人事業税とのバランスを考慮して、事業主の給与相当分には事業税を課すべきでないという趣旨で設けられたものである。しかし、個人事業税の事業主控除額は、平成 11 年度税制改正で 290 万円に引き上げられたが、その後は据え置かれている。国税庁の「民間給与の実態調査」によると、平成 25 年分の民間給与平均額は 413 万円となっており、現行の事業主控除額 290 万円と比較して大きな開差が生じている。

したがって、事業主控除の趣旨を踏まえ、少なくとも給与所得者の平均給与額の水準程度まで引き上げるべきである。

(2) 対象事業の見直し

個人事業税は、物品販売業など 37 業種を第一種事業（税率 5 %）、畜産業など 3 業種を第二種事業（税率 4 %）、医業など 30 業種を第三種事業（税率 5 % 又は 3 %）として課税され、農業、林業及び鉱物の掘採事業等には課税されていない。法人事業との課税のバランスを図る必要があり、また、個人事業者にも広く一定の負担を求めることが適当であることから、課税対象事業を見直すべきである。

26. 債却資産税の免税点を引き上げるとともに、債却資産について国税との整合性を図ること。

国税においては、経済の発展を図るために、設備投資の促進について多くの税制支援措置が取られているが、債却資産に係る固定資産税については、このような規定がなく、企業の設備投資意欲を低下させる要因になっていると考えられる。また、事務処理も煩雑になっている。

設備投資の促進を税制で一層支援し、さらに小規模事業者の事務負担を軽減するために、債却資産に係る固定資産税の廃止を検討することとし、当面は免税点を 300 万円（現行 150 万円）程度に引き上げるべきである。あわせて、申告業務の簡素化のため、平成 19 年度税制改正における減価償却制度の抜本改革を踏まえた残存価額の廃止及び租税特別措置法における 30 万円未満の少額資産の費用化等、国税の課税標準の計算方法との整合性を図るべきである。

【納税環境整備・その他】

27. 電子申告の利用促進・利用維持のため、稼働時間を延長すること。

e-Tax と eLTAX の統一的な運用を行うとともに、受付時間の拡大を図ることにより、納税者の事務負担の軽減と行政事務の効率化を図るべきである。eLTAX については受付時間の拡大が予定されているが、土曜日及び日曜日並びに申告集中時期の 24 時間運用が望まれる。

28. マイナンバー制度を見直すこと。

(1) 個人事業者番号の導入

平成 27 年 10 月から、個人番号及び法人番号が通知される。法人番号はインターネット上で公表されるのに対して、個人番号はその取扱いが法令で限定されている。個人事業者と法人の競争の中立性を確保し、個人番号が流出するリスクを防止するために、法人番号と同様の取扱いがされる「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようとする必要がある。

(2) 申告書等への番号記載についての経過措置の設定

申告書等への番号の記載については、国税通則法第 124 条ほか個別法で規定されている。したがって、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の適用を受けるには、個人番号の記載が義務付けられこととなる。しかし、導入当初は、単純な番号の記載誤り・記載漏れが想定される。そのようなことによって控除が否認されることは制度導入の趣旨にも反することとなる。

したがって、番号記載がない、若しくは誤った番号が記載されていたとしても、翌年の申告書に適切に番号が記載されている場合や後日に番号が補充等されている場合には、当分の間、納税者に不利益な取扱いとならないようにすべきである。

なお、法定調書の提出に当たっては、従業員等の第三者の個人番号を管理する必要があることから、特定個人情報が漏えい等しないよう、内閣府の外局である特定個人情報保護委員会が定めるガイドラインに基づいた適正な管理が求められこととなるが、ガイドラインの内容が広く周知・理解され、情報漏洩が生じないよう適切に管理できるようになるまでは、番号が記載された法定調書の提出を過度に求めないようにすべきである。

(3) 給与等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載のあり方

所得税法施行規則により、本人交付用の源泉徴収票に個人番号を記載することとなっている。

受給者交付用の源泉徴収票は、本人の所得を証明する書類として、金融機関等に提出する場合がある。その場合に、受給者本人が個人番号をマスキングするなどの加工を追加的に行うことは合理的ではない。

よって、本人交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができる方法とすべきである。

29. 財産債務調書の提出期限を見直すこと。

財産債務調書の提出義務者の判定は、所得金額と保有財産の価額によるとされる。すなわち、所得税の確定申告により所得基準に該当すれば、その後、資産基準を確認することになるが、所得基準を満たすことが判明してから所得税の確定申告期限までの間に、保有財産の種類、数量及び価額を正確に算出し記載することは、必ずしも容易でない場合がある。また、所得税及び相続税の課税の適正性を確保することを目的とする本制度の趣旨からいえば、該当者にはより正確な調書の作成が求められる。このような事情を勘案すると、財産債務調書の提出期限は、所得税の確定申告期限より少なくとも3～4か月後とすべきである。

【国際税制】

30. 国際的な相続税の二重課税及び租税回避の防止の観点から、相続税に関する租税条約の締結を進めること。

平成25年度税制改正により、日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しない者が、日本国内に住所を有する者から相続等により財産を取得した場合には、国外財産を含めたすべての取得財産に相続税又は贈与税が課されることとなった。これにより、国際的な二重課税が生じるリスクも高くなっているため、すでに相続税条約を締結している米国以外の国とも相続税に係る租税条約を締結することによって解消する必要がある。

31. 外国税額控除について、控除限度超過額等の繰越期間を延長すること。

わが国の法人税法は、内国法人について、その所得の源泉地が国内か国外かを問わず、すべての所得の合計額に課税することとしている。その所得の源泉地が外国にある場合には外国でも課税されるため、国外所得は日本と外国の双方で課税されることになる。この国際間の二重課税を排除する目的で、外国税額控除制度がある。

しかし、外国税額控除制度における繰越限度超過額及び控除余裕額の繰越期間は3年と短いため、国際的な二重課税が排除されないケースが生じる。したがって、外国税額控除制度の繰越限度超過額及び控除余裕額の期間制限が企業の海外活動の制約とならないよう、繰越期間を延長すべきである。

【震災対応税制】

32. 震災特例法に追加措置を行うこと。

(1) 災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で、雑損控除から行うこととされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と

納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、東日本大震災では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

(2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

放射能、風評被害等に対する損害賠償金の多くは課税対象とされるが、復旧・復興の遅れから、収入と支出の時期が不一致となる事例も多い。

したがって、損失と収入を対応させるための措置や所得を平準化させるための措置を講じることが必要である。特に、課税対象となる収益補償のための損害賠償金の処理については、例えば、次のような措置が考えられる。

- ① 東日本大震災の復興期間である 10 年間にわたり災害特別勘定（損害賠償金を限度とする。）を設定し、課税の繰延べを行う。
- ② 10 年間の各事業年度において生じた欠損金は特別勘定と相殺する。
- ③ 10 年経過時において、欠損金と相殺されていない特別勘定残額は、経過後の事業年度から 10 年間にわたって益金に算入する。
- ④ 10 年を経過する事業年度までの各年度において設備投資をした場合には、特別勘定残額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定する。
- ⑤ 既に課税済みの事業者に対しては、この特例についての遡及適用を認める措置を講じる。

(3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

現在、東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」が施行されているが、復興の歩みが遅れている。これは、事業者における将来に対する不安感が払拭しきれないことが大きな要因となっているものと想定される。同法は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に掲げていることから、産業集積・雇用機会の拡大もさることながら、①適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること、②適用対象資産の範囲を拡大することにより、適用しやすい制度に改めるべきである。